

青森県報

第三千三百六十五号

平成二十三年
三月二十二日
(火曜日)

目 次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 二
- 土地収用法による事業の認定……………(監 理 課) …… 二

公 告

- 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………(障 害 福 祉 課) …… 四
- 右 同……………(同) …… 四
- 建設業者の許可の取消し……………(東 青 地 区 民 局) …… 四

教 育 委 員 会

- 青森県立学校学則の一部を改正する規則……………(教 職 員 課) …… 五
- 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則……………(同) …… 五

告 示

青森県告示第二百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
株式会社プロセス	黒石市青山八八の一	福祉用具貸与	黒石市青山八八の一	平成二三年三月八日
株式会社プロセス	黒石市青山八八の一	特定福祉用具販売	黒石市青山八八の一	"
株式会社ユーク	弘前市大字原ケ五丁目五の三	訪問介護	弘前市大字原ケ五丁目五の三	平成二三年三月二日

青森県告示第二百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社朝日介護	黒石市大町二丁目一八	居宅介護支援事業所朝日	黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	平成二三年三月八日
合同会社松葉	八戸市小中野六丁目二の一〇	居宅介護支援事業所まつば	八戸市小中野六丁目二の一〇	平成二三年三月四日

青森県告示第二百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	指定年月日
株式会社トセ	黒石市青山八八の一	介護用具貸与	黒石市青山八八の一	平成二三年三月八日
株式会社トセ	黒石市青山八八の一	特定介護予防福祉用具販売	黒石市青山八八の一	"
株式会社ユ	弘前市大字原ケ五二丁目五の三	介護予防訪問介護	弘前市大字原ケ五二丁目五の三	二三年三月二〇日

青森県告示第二百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称
南部町
- 二 事業の種類
南部町医療健康センター（仮称）建設事業及びこれに伴う附帯事業

三 起業地

- 1 収用の部分
青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山地内
- 2 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、三戸郡南部町大字下名久井字白山地内に南部町国民健康保険名川病院（以下「本病院」という。）及び南部町において保健活動及び福祉サービスを担当する健康福祉課を一元化した施設を建設するものであり、法第三十二条第四号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」及び第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当すると認められる。

また、本件事業の本体事業と一体的に施行する研修医宿舎は、研修医の生活に必要な施設であるとともに住宅環境を整備することにより本病院の医師確保に資するものであり、本件事業に必要なものことから、法第三十二条第三十五号に掲げる「事業のために欠くことができない宿舎」に該当すると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例（平成十八年南部町条例第百三十四号）に基づき病院事業を設置することとされている。また、平成二十年三月に策定された「南部町総合振興計画」において包括ケアシステムの中核施設として「（仮称）医療健康センター」建設を掲げており、本件事業は同計画に沿ったものである。

本件事業を施行するに当たり、起業者は総務省から交付金を受けており、町議会においても執行が議決されていることから、事業に必要な予算措置が講じられている。

よって起業者は、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

本病院は、昭和二十九年十二月に発足し、昭和四十三年十二月に現在の病棟が建設され運営されてきたものである。本病院は、病床数六十六床、診療科十二科

を有し、平成二十一年度における患者数は、入院患者二万三千四百二十五人、外来患者五万五千五百十八人を数え、地域住民の医療の確保と医療水準の向上のために中心的な役割を果たしているところである。しかし、病棟建設から四十二年が経過し、多様化する医療需要や診療技術の進歩への対応が難しくなっている上に、旧耐震基準の建物であることから、新耐震基準への対応が望まれている状況である。また、現在一般駐車場として四十五台分が整備されているが、慢性的に不足しており、待ち時間の増加及び路上駐車による通行障害が発生し、来院者の利便性に著しく支障を来している。

次に、同町の保健活動及び福祉サービスの提供については、現在本病院の約五百メートル北方に位置する同町役場名川分庁舎内に設置された健康福祉課において実施されている。保健活動及び福祉サービスの中でも地域福祉、健康増進及び在宅医療に係る業務は医療との関連性が深く、各種健診、保健指導及び母子健診は本病院の協力を受けて実施されている。これらの行政サービスの実施は、今後の少子高齢化社会を考慮すると、これまで以上に医療機関との連携の強化と充実を図ることが必要である。

本件事業は、本病院及び同町の健康福祉課の組織を一元化した施設を建設するものであり、病院の有する機能を広く日常的に健康づくりから福祉サービスを提供する場として活用し、専門的な人材を質の高いサービスを提供する担い手として、その能力を発揮させる体制を構築するとともに、併せて新施設の事業に必要な駐車場を整備し、周辺の交通状況の改善を図るものである。

本件事業の施行により、保健、医療及び福祉サービスを関係機関が連携して一体的に提供する包括ケアシステムが構築され、地域住民のニーズに適合した健康・医療・福祉に関するサービスが体系的に提供されることになるとともに、駐車場の拡充により路上駐車による通行障害が解消されることから、来院又は来庁する地域住民の利便性が向上することとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

一方、本件事業の施行による周辺の自然環境への影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではない。

また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）及び絶滅のおそれのある

野生動物植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による文化財及び保護のため特別の措置を講ずべき動物植物の存在は確認されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

起業者は、本件事業について、同町大字平字虚空蔵地内に候補地を一案（以下「第一案」という。）、同町大字虎渡字西山地内に候補地を一案（以下「第二案」という。）、同町大字下名久井字白山地内に候補地を一案（以下「第三案」という。）、選定し、検討している。

（仮称）医療健康センターを整備する環境としては、
ア 事業に必要な面積が確保できること。

イ 患者の病院利用が容易な場所であり、他の医療機関と連携が容易であるなど交通条件で優れていること。

ウ 建物建設が容易な土地であり、敷地造成等が容易な場所であること。

エ 日照、通風が良く、騒音が少ないなど、病院としての環境に優れていること。
が必要であることから、これらの条件に留意する必要がある。

第一案は、同町旧名川町名久井地区中心部に位置し、現在の本病院の敷地及びその周辺である。現況は宅地及び畑地であり、支障物件として家屋七棟及びビルハウス四棟がある。敷地は、周辺道路とほぼ等高で敷地造成が容易であるが、敷地の形状は不整形となり、道路により敷地を分断される。また、無医地区からの路線バスの路線である町道に接続しているが、狭隘な上に歩道も未整備であるため、通院者の安全が確保されていない。また、ドクターヘリの運用については、周辺の住家等が支障となるため離発着が困難である。用地購入単価が三案中最も高額であり、家屋等の補償も必要のため、三案の中で最も経済的に劣る。

第二案は、同町中央部に位置し、現況は田地であり、支障物件はない。敷地が水田であり周辺道路との高低差があるため、盛土工事が必要となる上に一般国道四号と青い森鉄道の軌道に挟まれているため振動及び騒音への対策が必要となる。

交通条件は、一般国道四号に近接しており、路線バスの路線上であり利便性に優れているが、三案中無医地区から最も離れた場所である。また、ドクターヘリの運用については、東西方向からの方向のみで離発着が可能であるため、風向きによつては離発着が難しくなる。用地取得費は三案中最も安価であるが、工事費、造成費等を含めた総事業費は、三案の中で経済的に中位である。

本件認定申請案である第三案は、同町旧名川町中心部の北東部に位置し、現況は水田及び町有地であり、支障物件はない。敷地の大部分が水田であることに加

え、周辺道路との高低差があり盛土工事が必要となる。交通条件は、無医地区からの路線バスの路線上であり、無医地区からの利便性も確保されている上に、旧南部町及び旧福地村からの交通の利便性にも優れている。また、ドクターヘリの運用については、周辺に障害物がないことから三案中最も利便性に優れる。用地取得費は三案中中位であるが、工事費、造成費等を含めた総事業費は三案の中で最も安価であり経済的に優れる。

よって、本件申請案である第三案は、三案中、環境的・機能的・経済的に最も優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により得られる効果は、保健活動から医療及び福祉サービスを一元化して機能させることにより、少子高齢化社会のニーズに対応したサービスを提供するものであり、地域住民の利便性を向上させることから、本件事業の施行により得られる利益は、できる限り早期に発揮される必要がある。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業及びこれに伴う附帯事業の整備に必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなまないため、収用の手段を講じること合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

南部町役場名川分庁舎 健康福祉課

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表す

る。

平成二十三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称 グループホームトント園	所 在 地 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五七の六	種 類 保健・福祉施設	交付年月日 平成三〇・九
---------------------------------	-----------------------------	----------------	-----------------

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称 青森港フェリーターミナル	所 在 地 青森市沖館二丁目一の一	種 類 公共交通機関の施設	交付年月日 平成三〇・九
----------------------------------	----------------------	------------------	-----------------

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 創青建設株式会社
- 二 代表者の氏名 加藤 眞悟
- 三 主たる営業所の所在地 青森市新田三丁目一の一

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一〇〇三二七号
- 五 取消年月日 平成二十三年二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

青森県教育委員会

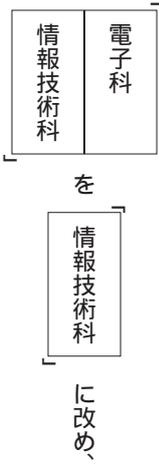
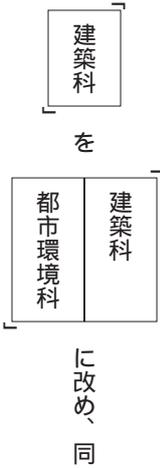
青森県教育委員会規則第一号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

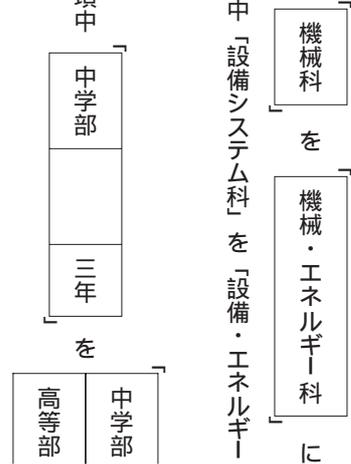
別表第一八甲田校舎の項を削り、同表青森県立青森工業高等学校の項中「青森市篠

田三丁目」を「青森市大字馬屋尻」に、



表青森県立五所川原工業高等学校の項中

同表青森県立十和田工業高等学校の項中
 改め、同表青森県立むつ工業高等学校の項中「設備システム科」を「設備・エネルギー科」に改める。



に改め、同表青森県立七戸養護学校及び青森県立むつ養護学校の項

普通科	三年
三年	三年

中 知的障害 を 知的障害 肢体不自由 に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 青森県立五所川原工業高等学校の電子科、青森県立十和田工業高等学校の機械科及び青森県立むつ工業高等学校の設備システム科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則(昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号)の一

部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「教諭」の下に「(高等学校にあつては、教諭、養護教諭、講師(常時勤務の職員及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)、養護助教諭又は実習助手)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭